

## 組合員資格喪失証明書の所属所交付の拡大

### (1) 変更内容

これまで、組合員の資格喪失時における組合員資格喪失証明書については、年度末のみ所属所、年度末以外は共済組合で交付していましたが、今後は全て所属所による交付とします。これにより、共済組合の書面処理を待たずに資格喪失する組合員に速やかに交付することが可能となり、国民健康保険加入手続等を行っていただくことができます。

#### ＜所属所における資格喪失証明書の交付＞

現行	変更後
年度末のみ	通年

### (2) 資格喪失手続の流れ

①【所属所】 (事務担当者→組合員)	「資格喪失証明書〔用紙No.喪失証明〕」(新様式※)で組合員に資格喪失証明書を交付してください。
②【所属所→共済組合】	「一般・短期組合員資格喪失届書」(新様式※)に必要書類(発令通知書等資格喪失日が確認できるもの、資格確認書(有効期限内のもの)(交付されている場合)等)を添付の上、提出してください。
③【共済組合→所属所】	書類に不備がある場合のみ連絡します。

※ 新様式は、別紙4「福利厚生事務の手引 別冊様式集 資格関係様式の更新表」を御確認ください。

#### 資格喪失日の考え方

① 退職の場合 (退職し、引き続き公立共済の他支部の組合員になる場合(道府県の公立学校へ転出)も含む)	退職日の翌日 (例)3月31日で退職の場合、資格喪失日は4月1日
② 異動により引き続き他の公務員共済組合の組合員になる場合(転出(都共済・他共済・国共済))	異動日と同日 (例)4月1日で異動の場合、資格喪失日は4月1日
③ 短期組合員で週の時間数が20時間を下回った場合	週の時間数が20時間を下回った日と同日 (例)4月1日~6月20日までの時間数が20時間、6月21日以降は18時間の場合、資格喪失日は6月21日
④ 免職(懲戒免職・分限免職)の場合	免職日の翌日
⑤ 失職(当然失職)の場合	失職日と同日

### (3) 適用年月日

所属所受理日が令和7年12月2日以降の「一般・短期組合員資格喪失届書」から本運用を適用します。

### (4) その他

所属所で交付できるのは、組合員本人の資格喪失時のみです。被扶養者の認定取消時には、共済組合の審査が必要であるため、所属所では交付できません。これまでどおり共済組合で資格喪失証明書を交付します。

なお、組合員の資格喪失時に被扶養者が同時に資格喪失する場合は、所属所交付の資格喪失証明書の被扶養者欄に名前を記載してください。